

精神障害者保健福祉手帳の申請のご案内

必要書類

- ☐ 「診断書」又は「年金証書の写し」と「同意書」

＊「診断書」又は障害年金等を受けている方は、「年金証書の写し」等で手帳の申請ができます。

＊診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。

＊診断書の有効期限は、作成日から3か月以内です。

＊同意書は、障害の状況を種類や等級を年金事務所等に情報連携を含め照会することがあるため、記載をお願いするものです。

- ☐ 申請書

- ☐ 精神保健福祉手帳の様式について

紙様式とカード様式をお選びいただくものです。

- ☐ 現在お持ちの手帳の写し(更新の場合)

- ☐ 本人の写真(縦4cm×横3cm、1年以内に撮影した、脱帽・上半身を写したもの)

＊現在の手帳と同じ写真は不可です。＊写真台紙に印刷してください。

- ☐ 診断書助成の申請書と領収書(生活保護世帯を除く。)

＊診断書料を3,000円を限度に助成します。「文書料」や「診断書料」と明記された領収書の原本(コピー不可)を提出してください。領収書以外の書類での申請は認められません。

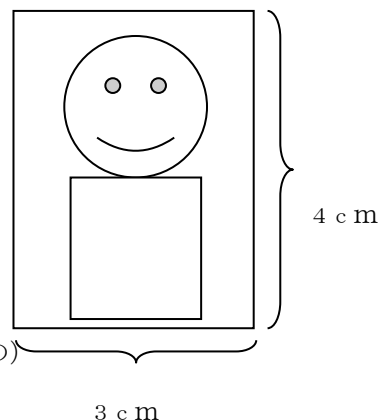
＊「文書料」や「診断書料」の記載は、領収書とは別の明細書等に記載されている場合がございます。その場合は領収書に加え、明細書等もあわせてご提出が必要です。

＊通帳・キャッシュカード等の口座番号が確認できるものをお持ちください。

- ☐ 申請者の個人番号カードなど、個人番号を確認できるもの

(18歳未満の方は、保護者の個人番号カード等も必要になります。)

- ☐ その他



有効期間について

手帳の有効期限は原則2年間です。更新は有効期限の3か月前からできます(例:有効期限が令和6年12月31日→令和6年10月1日から申請可能)。

期限が切れる前に手続きをしてください。

なお、市から更新のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

交付について

交付後、電話にてご連絡しますので、自立生活支援課窓口でお受け取りください。

郵送での交付を希望される場合は、手帳交付用の封筒(送付先の記入と切手(簡易書留等、記録が残る郵送方法を推奨しています。))を貼付してください。申請時にお渡しください。

問合せ先 小金井市福祉保健部 自立生活支援課 相談支援係 (市役所第2庁舎2階)

電話 042-387-9841